

北中城村上下水道料金等審議会 審議事項 概要版（水道事業）

北中城村上下水道課

はじめに ～料金改定の背景～

現在、本村水道事業において、収益の柱である水道料金収入は伸び悩む中、費用の半分以上を占める受水費（本村が県企業局へ支払う水道用水料金）が令和6年10月と令和8年4月の2回に渡って大幅に引き上げられることとされています。

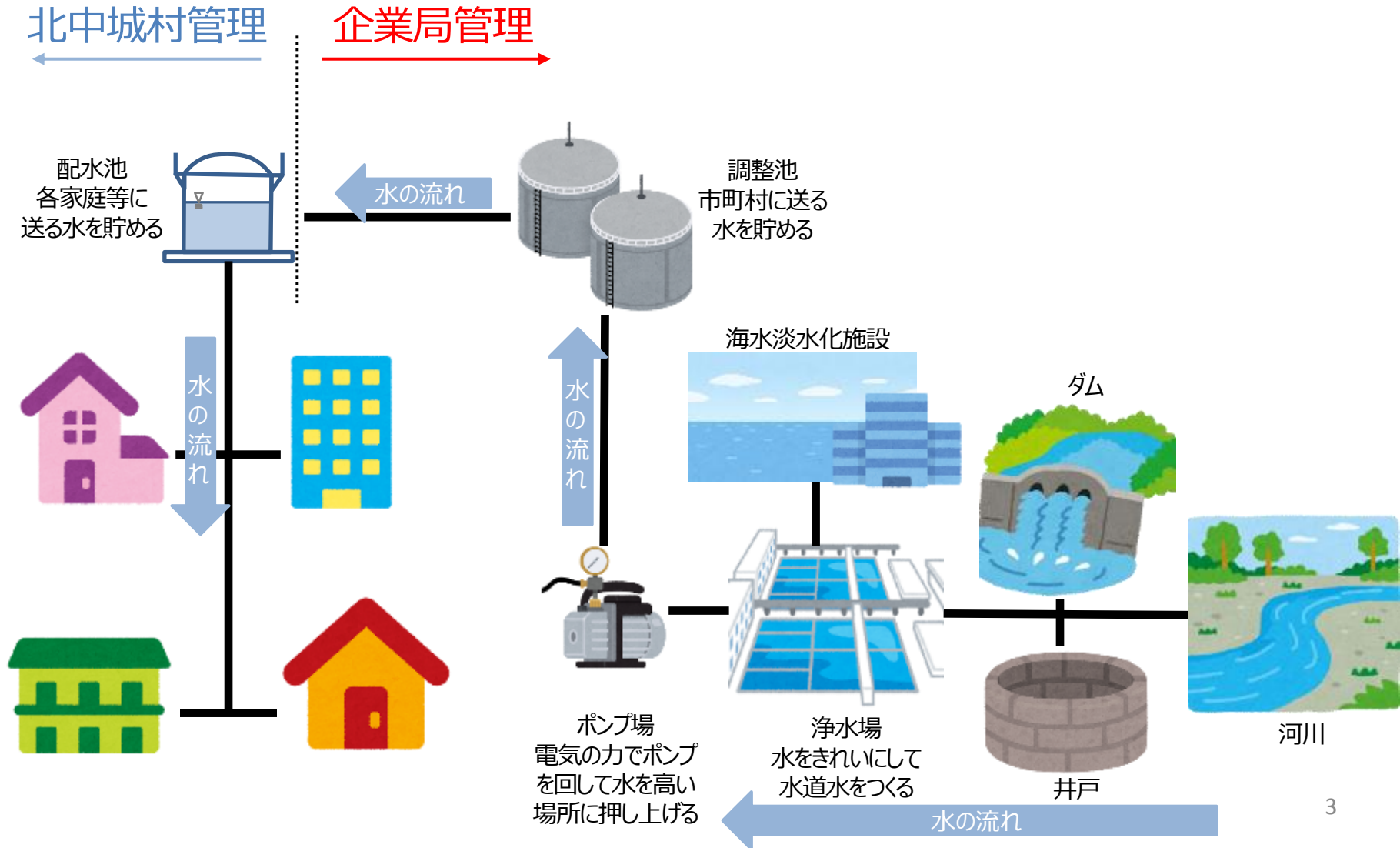
このような状況の中、昨今の物価高騰の影響による人件費や維持管理費用等の増加により、このままでは、今後の経営はより悪化することが見込まれています。

さらに、将来的には、施設の老朽化や耐震化対策などの施設更新費用の増加も見込まれるため、現在の水道料金体系では、これらの更新費用を賄うことが極めて厳しい状況となっています。

本村では、このような状況を踏まえ、平成31年3月及び令和2年3月に策定した水道事業に係る経営戦略について、本年3月に見直しを行ったところでありますが、経営戦略の柱となる投資・財政計画の収支均衡を図るには、水道料金の改定が必要不可欠との判断に至りました。

1 北中城村水道事業の現状と課題

水道水が家庭に届くまで（イメージ図）

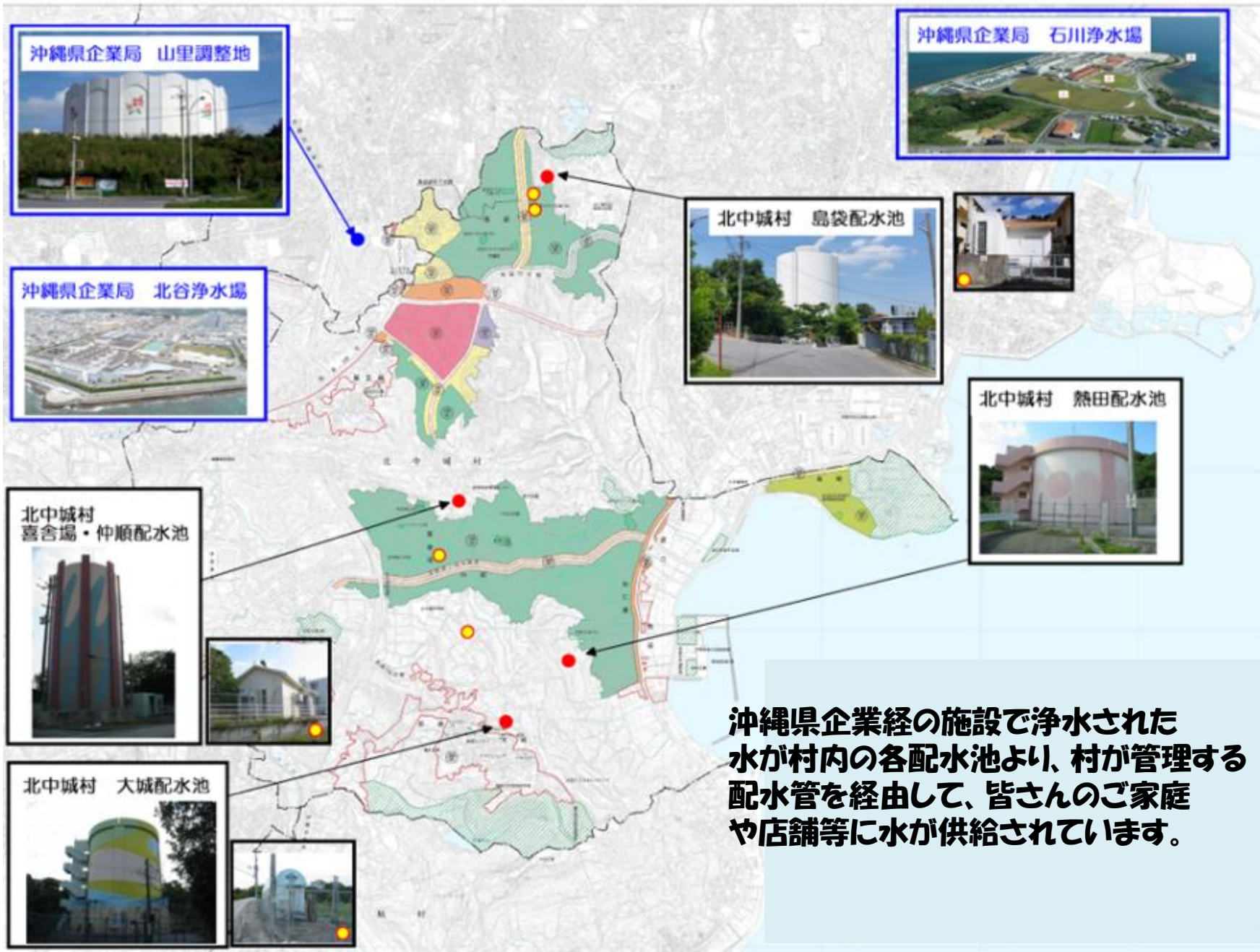


沖縄本島の水道施設

沖縄県 企業局が北部より取水し、北中城村では北谷浄水場と石川浄水場で水を購入して、村内の水道施設を經由して、みなさんの家庭に供給してます。



北中城村の水道施設



沖縄県企業経の施設で浄水された水が村内の各配水池より、村が管理する配水管を經由して、皆様のご家庭や店舗等に水が供給されています。

北中城村水道事業の概要

項目	令和6年3月時点の値
① 供用開始年月日 (事業(給水)を開始した年月日)	昭和39年12月21日
② 行政区域内人口 (本村に居住している人口)	17,944 人
③ 現在給水人口 (②のうち水道を使用している人口)	17,944 人
④ 水道普及率 (= ③/②×100) (行政区域内人口に対する現在給水人口の割合)	100.0 %
⑤ 年間総配水量 (配水池などから各家庭等に配水された水量)	2,636,294 m ³
⑥ 年間総有収水量 (⑤のうち実際に料金徴収の対象となった水量)	2,528,679 m ³
⑦ 年間有収率 (= ⑥/⑤×100) (年間総配水量に対する年間有収水量の割合)	95.92 %
⑧ 送・配水管布設延長 (水を送るための管路の総延長)	114 km
⑨ 配水池設置数 (各家庭等に送る水を貯める施設の数)	4 池
⑩ 固定資産総額 (土地、管路等の事業用資産の現在額)	2,141 百万円

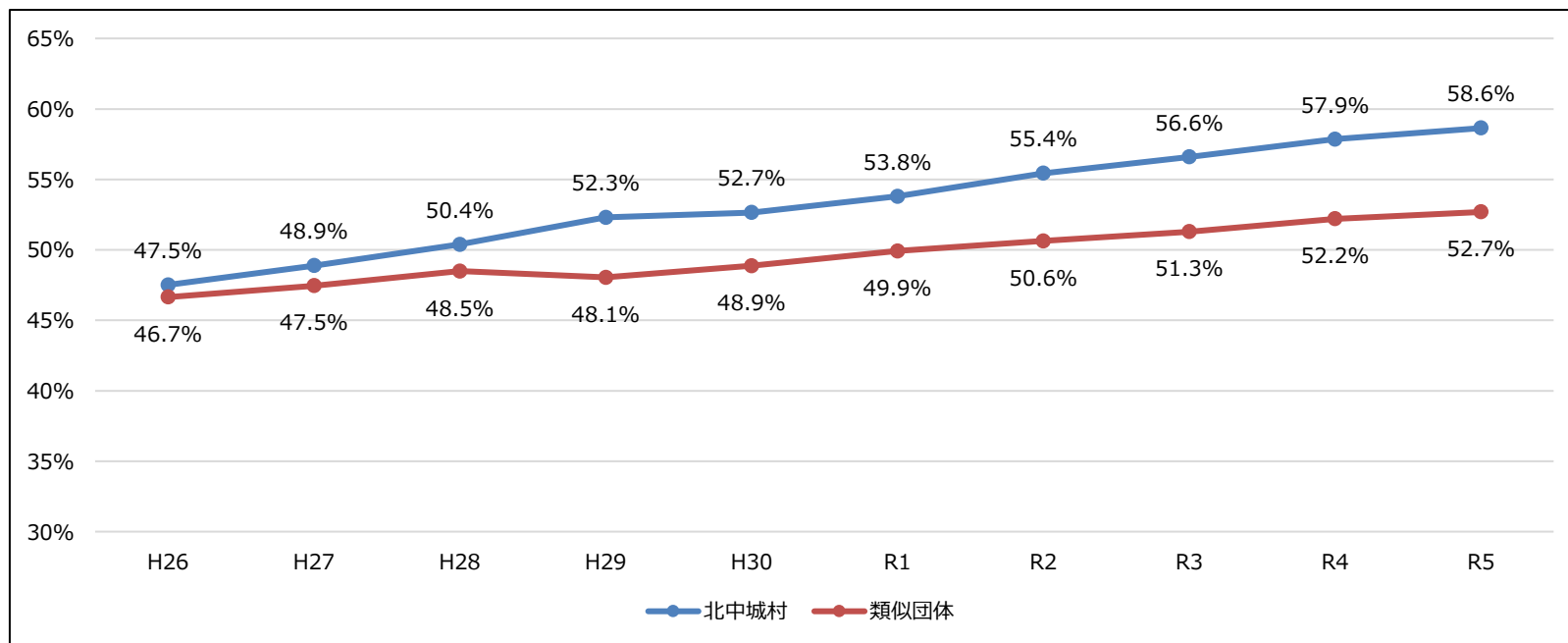
北中城村水道事業の経営状況

単位：百万円

項目	R元決算	R2決算	R3決算	R4決算	R5決算	R6見込	R7予算
①総収益	538	556	540	543	529	529	515
給水収益 (各家庭等からの水道料金)	490	474	488	480	465	486	474
他会計補助金 (一般会計繰入金)	0	0	0	0	0	0	0
その他収入	48	82	52	63	64	43	41
②総費用	517	493	488	481	489	512	565
受水費 (企業局へ支払う費用)	276	278	276	273	270	273	331
配水及び給水費 (水道を配るための費用)	67	48	48	50	72	84	72
総係費 (全般的な費用)	79	72	73	70	75	83	91
減価償却費 (説明次ページ)	91	91	89	85	70	70	68
その他費用	4	4	2	3	2	2	3
当年度純利益①-②	21	63	52	62	40	17	△50
資金残高	964	972	1,039	1,101	1,142	1,123	1,017

北中城村水道事業の施設状況

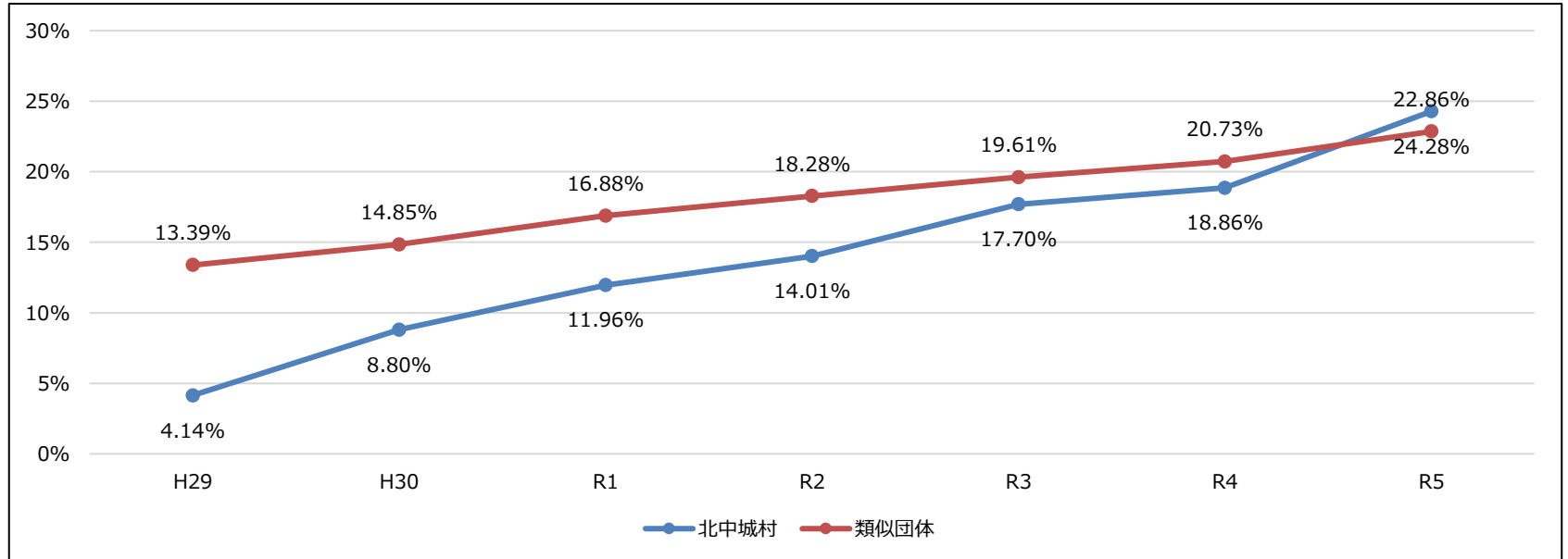
①有形固定資産減価償却率



有形固定資産減価償却率は有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化具合を示しています。

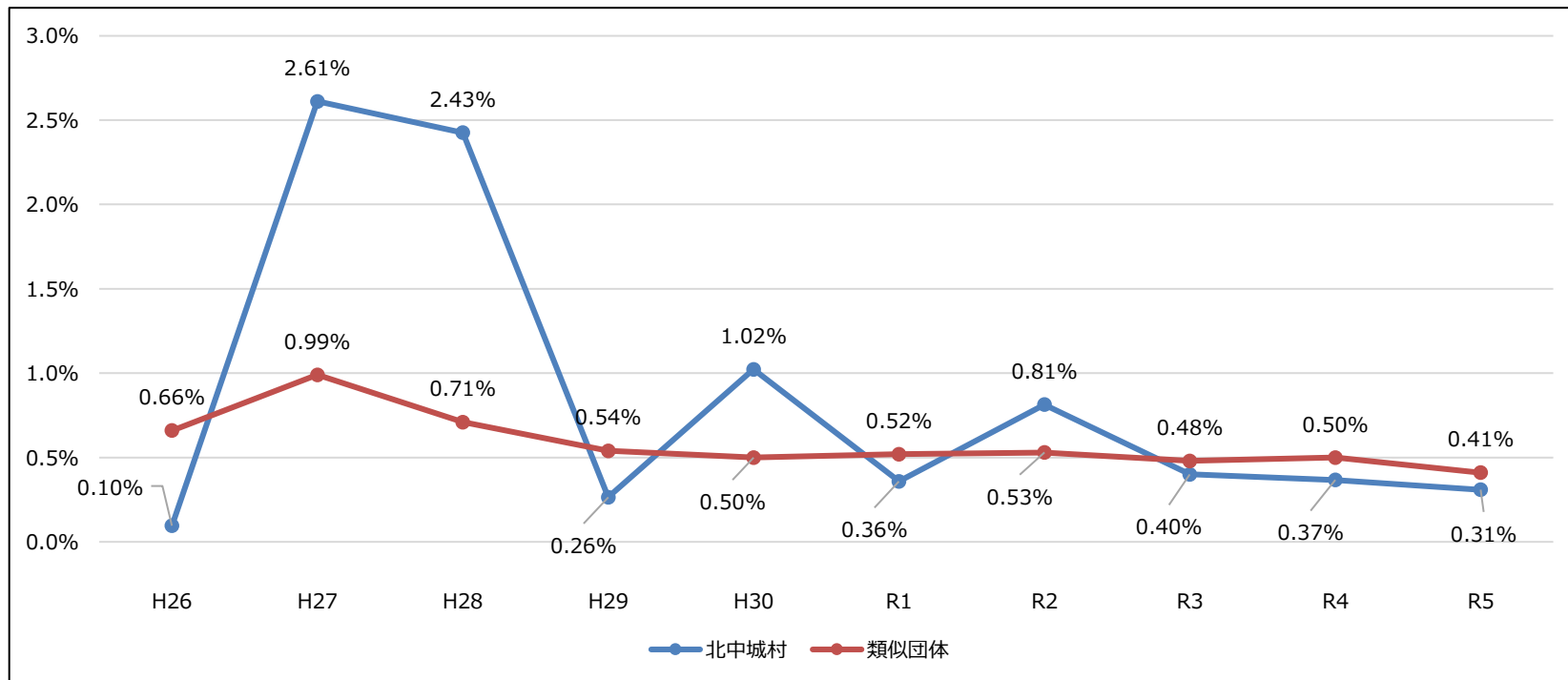
本村における有形固定資産減価償却率は直近10年間で11.1%程度増加しており、令和5年度においては58.6%となっています。これは類似団体平均値よりも高い水準となっており、施設の老朽化が進んでいると言えます。

②管路経年化率



管路経年化率は、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示しています。類似団体平均値よりも低い水準で推移しておりましたが、令和5年度に24.28%と類似団体を上回る水準となっています。今後耐用年数に達し更新時期を迎える管路が増加することは避けられないため、事業費の平準化を図り、計画的かつ効率的な更新に取り組む必要があります。

③管路更新化率

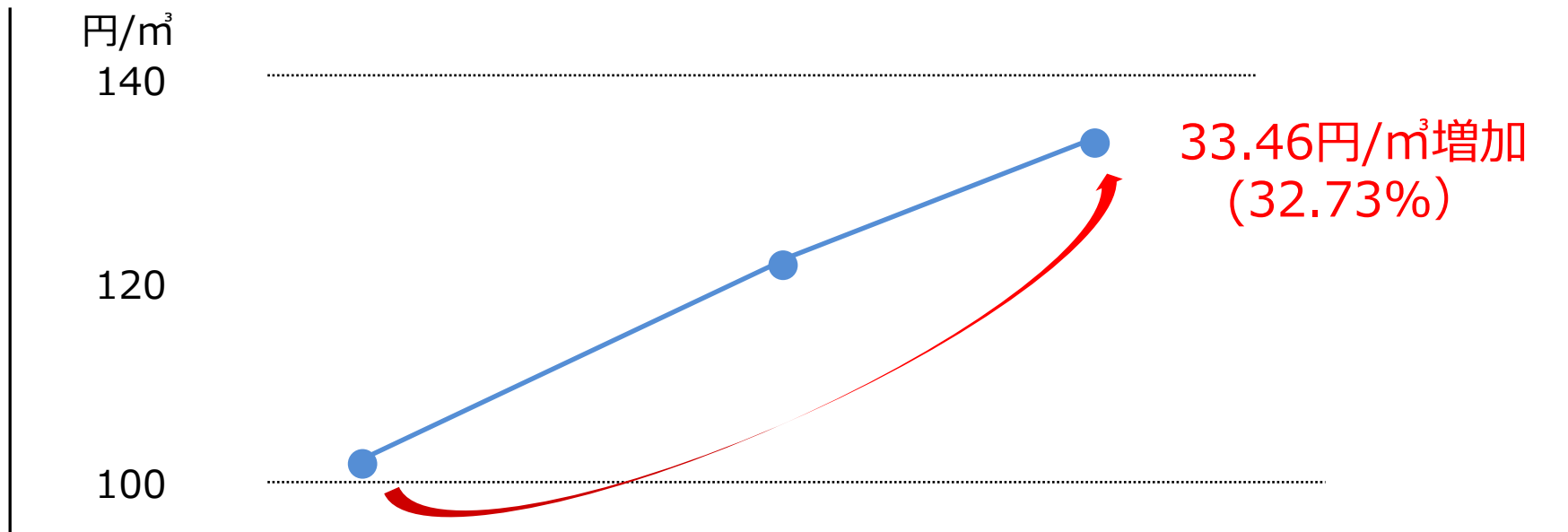


管路更新化率は、当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できます。類似団体平均値よりも高い水準の年度も見受けられますが、近年は、類似団体よりも低い水準で推移しています。そのため、耐震性や、今後の更新投資のペースに遅れが生じていないか注視し、更新等の財源確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要があります。

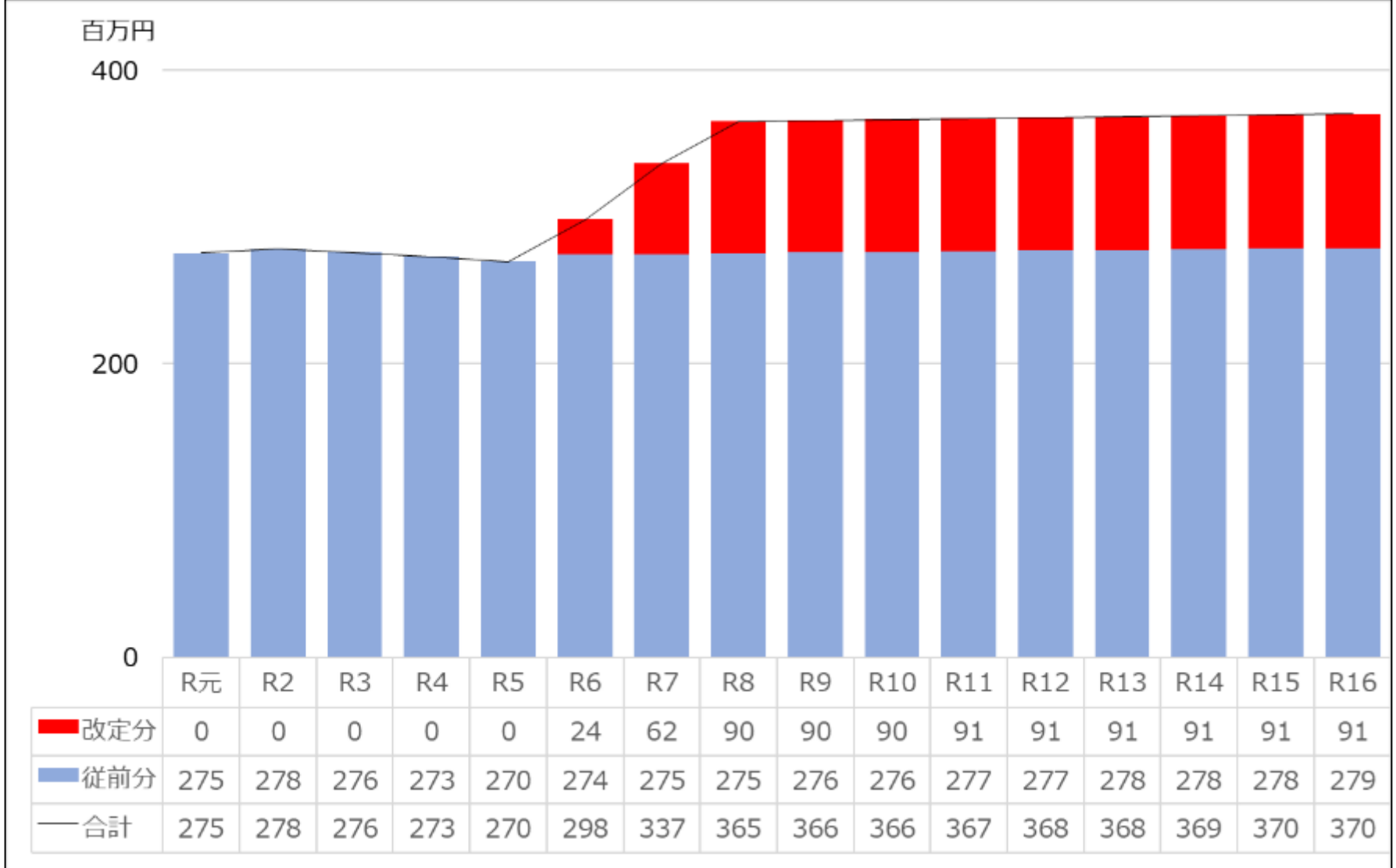
課題：県企業局の受水費の値上げ

沖縄県企業局改定方針（減免後・消費税抜）

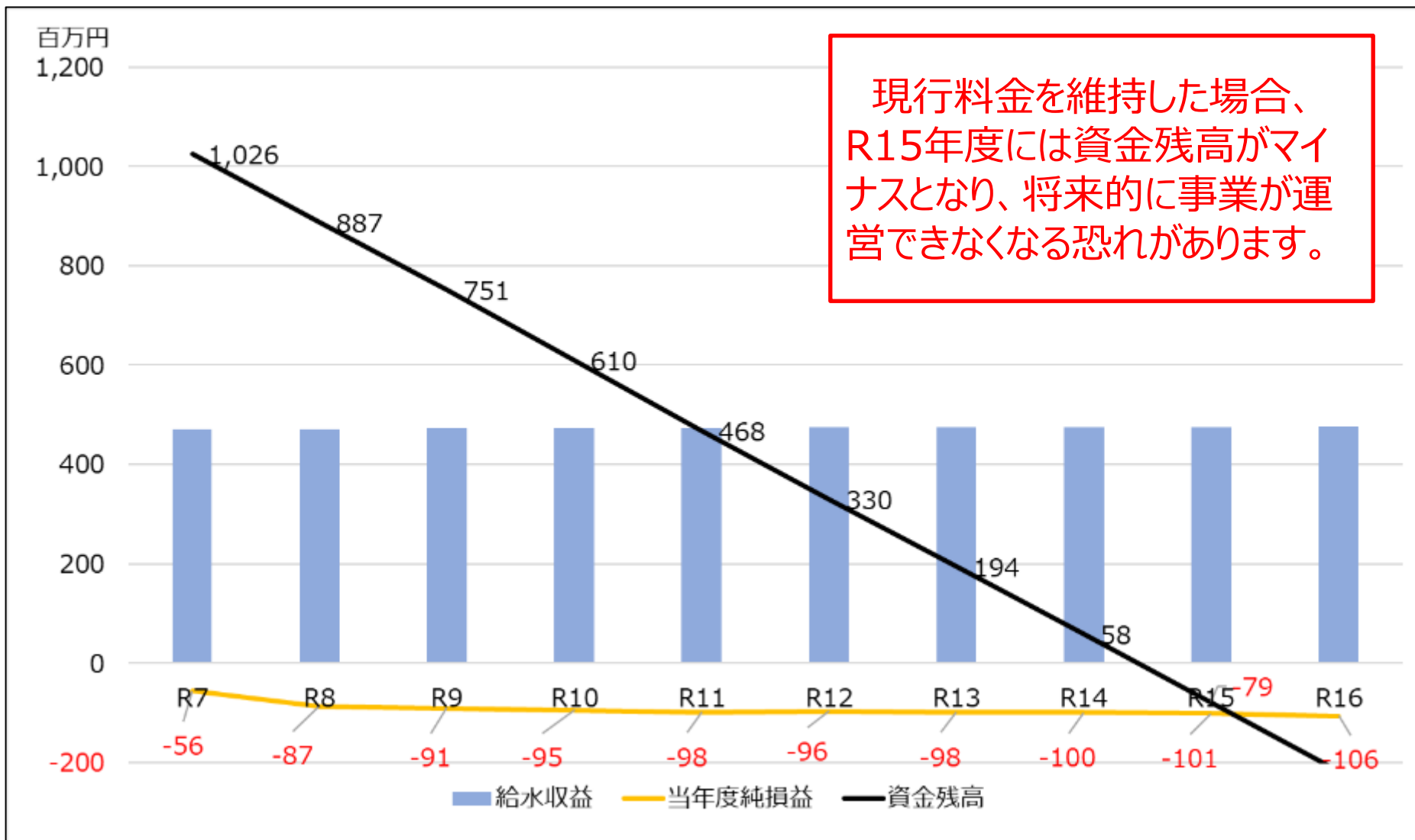
項目	従前単価	改定① 令和6年10月	改定② 令和8年4月	①②合計
受水単価	102.24円/m ³	120.03円/m ³	135.70円/m ³	-
増加額 (増加率)	-	17.79円/m ³ (17.40%)	15.67円/m ³ (15.33%)	33.46円/m ³ (32.73%)



受水費の増加見込(～R5:決算額 R6～:見込額)



課題：経営の見通し（現行料金の場合）



課題：老朽化管路の更新の必要性

○今後、法定耐用年数を迎える管路が増えていきます。

○老朽化した管路を放置すると漏水リスクが高くなります。

○特に、基幹管路において大規模な漏水が発生すると、長期にわたって断水となる場合があります、村民の日常生活に大きな影響を及ぼす恐れがあります。



R2.9.30 Φ200mm 配水管漏水状況 リージョンクラブ前

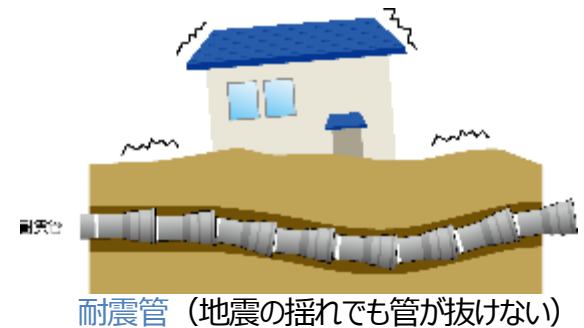
○このため、計画的に老朽化管路を更新していく必要があります。

課題：管路・施設の耐震化の必要性

○毎年、全国各地で地震、台風、豪雨など自然災害が頻発しており、管路・施設も被災し、断水が発生しています。

○このため、管路については、主に基幹管路を中心に地震に強い耐震管への更新を進めていく必要があります。

○また、配水池やポンプ施設等、基幹水道施設の計画的な更新を図るため、劣化具合や耐震性を調査し、耐震性に問題のある施設の耐震化を図っていく必要があります。



配水池施設の耐震化



ポンプ施設の更新



量水器メータ類の更新

2 水道料金改定案

審議会で検討した水道料金改定案

案① 供給単価を現行水準から32.73%引き上げ※経営戦略採用案

考え方 企業局受水単価の最終値上げ率相当分

$$\text{R5供給単価平均 } 182.17\text{円}/\text{m}^3 \times 132.73\% = 241.79\text{円}/\text{m}^3$$

案② 供給単価を現行水準から22.50%引き上げ

考え方 企業局受水単価の第1段階値上げ率（減免前）相当分

$$\text{R5供給単価平均 } 182.17\text{円}/\text{m}^3 \times 122.50\% = 223.16\text{円}/\text{m}^3$$

案③ 供給単価を現行水準から33.46円/m³（18.37%）引き上げ

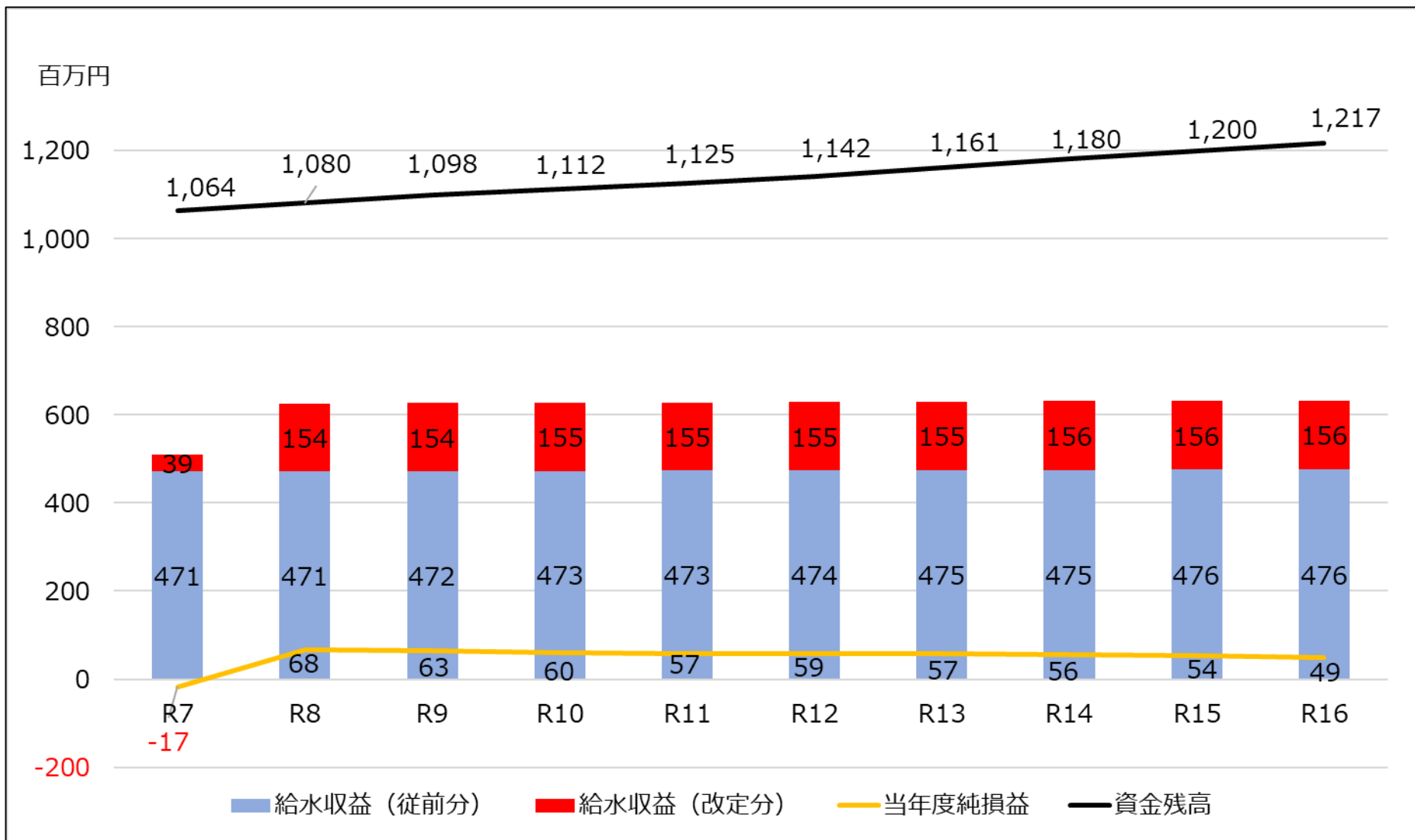
考え方 企業局受水単価と同単価

$$\text{R5供給単価平均 } 182.17\text{円}/\text{m}^3 + 33.46\text{円}/\text{m}^3 = 215.63\text{円}/\text{m}^3$$

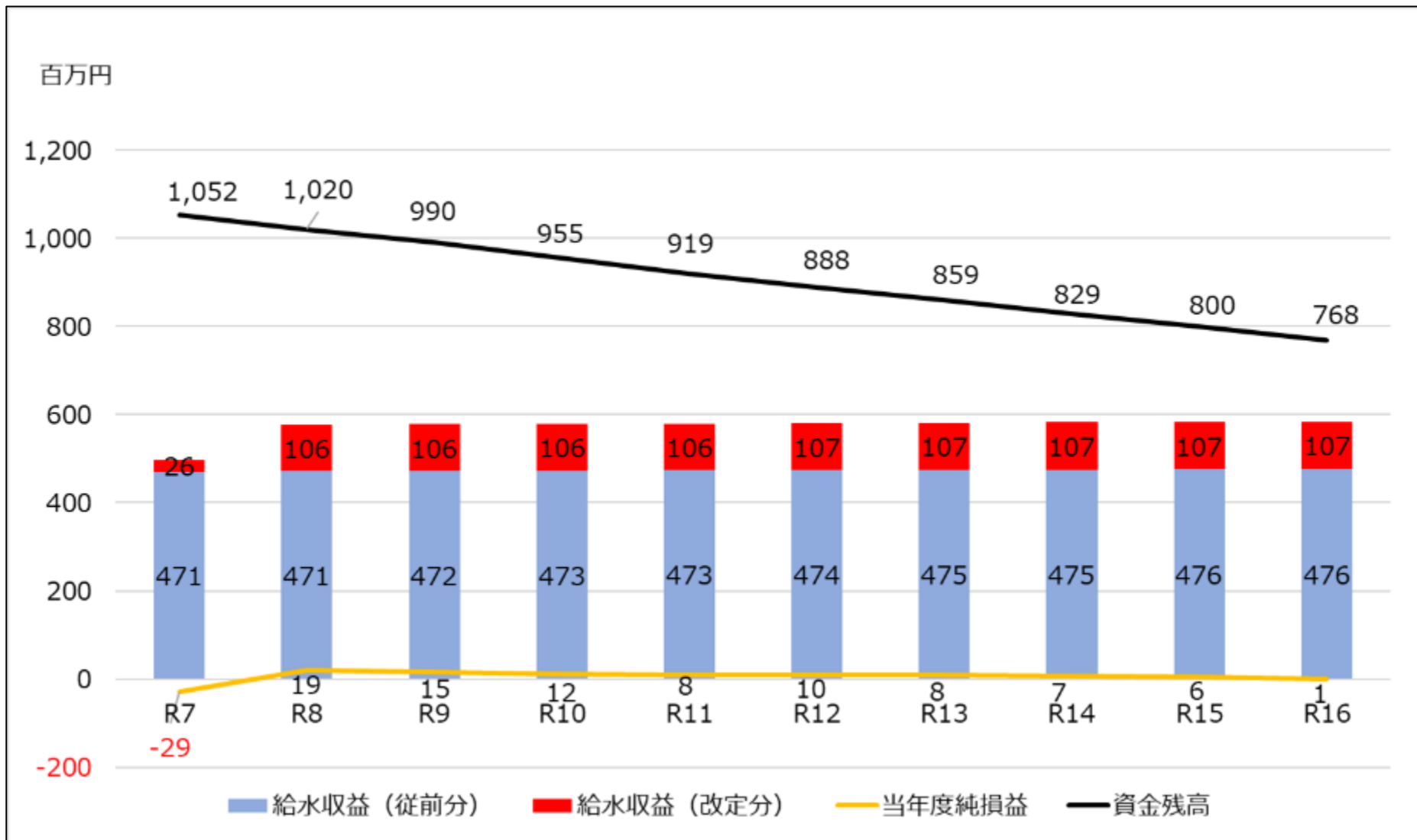
※上記案について、基本料金を改定する場合・しない場合、定率で改定する場合・定額で改定する場合の複数のパターンについて検討した。

水道料金改定後の経営の見通し(R8.1改定案)

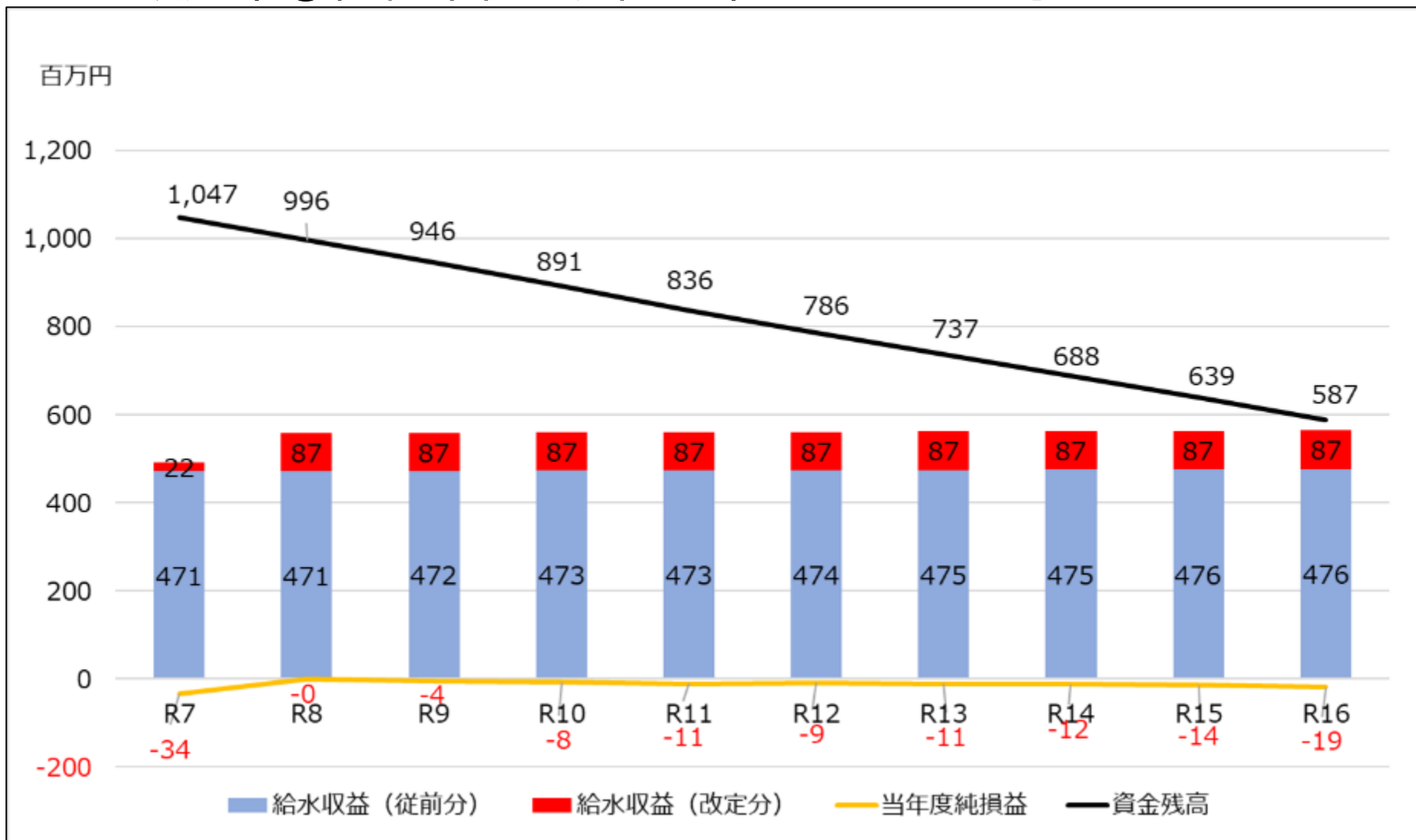
水道改定案①供給単価を現行水準から32.73%引き上げ



水道改定案②供給単価を現行水準から22.50%引き上げ



水道改定案③供給単価を現行水準から18.37%引き上げ



水道料金改定に係る審議内容

改定案	評価	内容
改定案① 32.73%	△	<p>純損益は初年度を除き全ての年度で黒字（純利益）を計上している。令和16年度の資金残高も1,217百万円となり、令和5年度決算値の1,142百万円を上回る見込。健全で安定的な事業運営が図られると考えられる。</p> <p>一方、改定率が32.73%と最も大きく住民生活や企業の経済活動への影響が懸念される。</p>
改定案② 22.50%	○	<p>純損益については改定案①より少ないものの、初年度を除き全ての年度で黒字（純利益）を計上している。資金残高は令和5年度決算値の1,142百万円から、令和16年度は768百万円へと年々減少するものの、当面（5年程度）の事業運営は可能。</p> <p>改定率は22.50%と改定案①より低く、水道事業経営と住民負担のバランスがよいと考えられる。</p>
改定案③ 18.73%	×	<p>値上分が全て受水費の増加分に充てられてしまうことから、全ての年度で赤字（純損失）を計上している。資金残高も令和5年度決算値の1,142百万円から、令和16年度には約半分となる587百万円へと大きく減少し、健全で安定的な事業運営が困難になると考えられる。</p>

水道料金改定に係る答申内容（一部要約）

受水費が大幅に引き上げられることとされている中、昨今の物価高騰による人件費や維持管理費用等の増加により、このままでは、今後の経営はより悪化することが見込まれています。

さらに今後は、施設の老朽化や耐震化対策などの施設更新費用の増加も見込まれているため、現在の水道料金体系では、これらの更新費用を賄うことが極めて厳しい状況となっています。

このため、老朽化に伴う施設更新費用を確保し、将来にわたり安定した水道事業の運営を継続するため、水道料金を引き上げることはやむを得ないものと判断しました。

（１）改定率

改定率について、複数の案を水道事業経営と住民負担の双方の観点から検討した結果、22.50%増が妥当と判断しました。

（２）改定時期

水道事業費用の半分以上を占める受水費が令和6年10月に既に引き上げられていること、また、令和8年4月にもさらに引き上げられることとされているため、早期の改定が必要と考えます。住民への周知期間も考慮し、改定時期は令和8年1月分水道料金より適用することが妥当と判断しました。

（３）料金体系

小口使用者への配慮や大切な水資源の需要を抑制する節水効果を考慮した現行の料金体系を維持しつつ、公平性の観点から、全用途及び基本使用水量を含む全水量区画に対して定率改定を行う料金体系が妥当と判断しました。

答申を踏まえた水道料金の改定案について

料金表改定案（改定率 一律22.50%）

（税抜額）

種別	用途別	基本料金(1ヶ月につき)			超過料金 (1㎡につき)		
		使用 水量	現行 料金	改定案	使用水量	現行 料金	改定案
専用給水装置	家事用	8㎡まで	990円	1,213円	9㎡から 30㎡まで	160円	196円
					31㎡から 50㎡まで	170円	208円
					51㎡から 500㎡まで	185円	227円
					501㎡から	200円	245円
	営業用	10㎡まで	1,700円	2,083円	11㎡から 30㎡まで	185円	227円
					31㎡から 100㎡まで	195円	239円
					101㎡から 1,000㎡まで	215円	263円
					1,001㎡から	230円	282円
	官公署用 ※基地用	12㎡まで	1,700円	2,083円	13㎡から 500㎡まで	220円	270円
					501㎡から 1,000㎡まで	260円	319円
					1,001㎡から	290円	355円
臨時用				1㎡につき	400円	490円	
共用給水装置	集中 検針用	家事用を適用 (各戸検針及び水道料金の徴収に関する契約書による。)					
連合栓給水装置		1戸あたりの料金は家事用を適用する。この場合料金算定の基礎となる使用水量は各戸均等に使用したものとみなす。					

改定による家庭・事業者への影響

【家庭（家事用）への影響】

（税込額）

水量/月	現行料金	改定案		
		料金	増加額	増加率
8m ³ (単身世帯)	1,089円	1,334円	245円	22.50%
10m ³ (2人世帯)	1,441円	1,765円	324円	22.48%
15m ³ (2~3人世帯)	2,321円	2,843円	522円	22.49%
20m ³ (3~4人世帯)	3,201円	3,921円	720円	22.49%
30m ³ (4~5人世帯)	4,961円	6,077円	1,116円	22.50%
40m ³ (5~6人世帯)	6,831円	8,365円	1,534円	22.46%

【事業者（営業用）への影響】

（税込額）

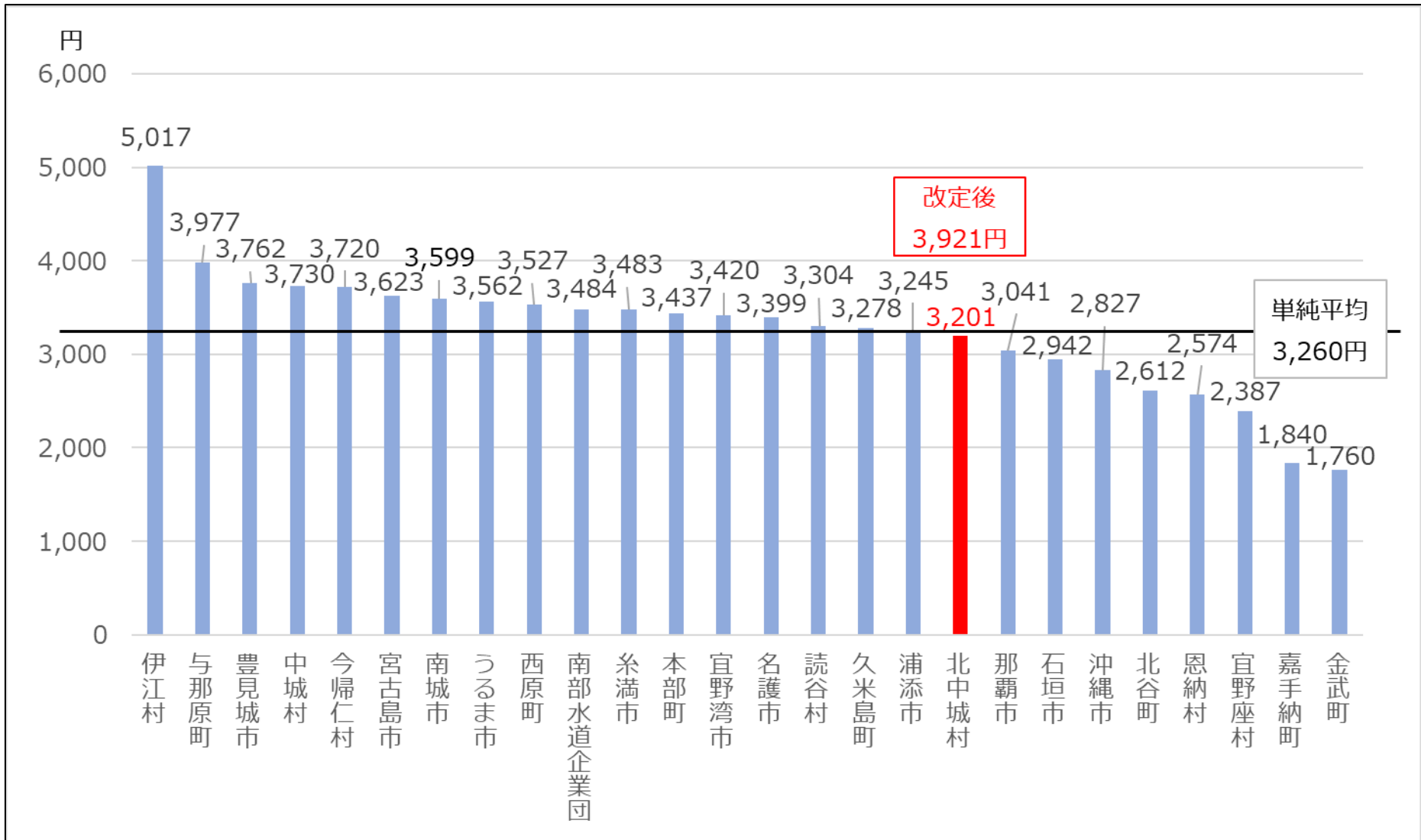
水量/月	現行料金	改定案		
		料金	増加額	増加率
10m ³ (基本料金)	1,870円	2,291円	421円	22.51%
30m ³ (第1区分)	5,940円	7,285円	1,345円	22.64%
100m ³ (第2区分)	20,955円	25,688円	4,733円	22.59%
1,000m ³ (第3区分)	233,805円	286,058円	52,253円	22.35%

改定時期

令和8年1月分水道料金から

水道料金の県内他団体比較(R6.3.31現行料金)

1か月20m³当たり家庭料金（税込額） ※R5経営比較分析表から



県内他団体の水道料金改定状況

(1か月20m³家庭料金・税込) ※各事業者HPから

項目	改定前	改定後
①那覇市	3,040円	令和7年6月～ +23円/m ³ (+12.6%) 3,469円 令和8年4月～ +10円/m ³ (+19.1%) 3,656円
②宜野湾市	3,420円	令和7年6月～ +23円/m ³ 3,920円 令和8年4月～ +10円/m ³ 4,140円
③浦添市	3,245円	令和7年7月～ 3,894円
④沖縄市	2,827円	令和7年6月～ 3,103円 令和8年4月～ 3,411円
⑤豊見城市	3,762円	令和7年6月～ 4,664円
⑥うるま市	3,562円	令和6年10月～ 3,865円 令和7年 4月～ 3,940円
⑦金武町	1,760円	令和7年6月～ 1,980円
⑧中城村	3,730円	令和7年5月～ 4,230円
⑨与那原町	3,977円	令和7年10月～ +18円/m ³ 4,373円 令和8年10月～ +15円/m ³ 4,730円

Ⅲ 今後の取り組み

答申書における附帯意見（水道・下水道共通）

（１）経営改善努力について

上下水道料金等の改定のみ依存することなく、有収率や接続率の向上をはじめ、より一層の経営改善に努め、上下水道事業経営の安定化を図り、今後もよりよいサービスの提供に努めて頂きたい。

（２）住民への周知について

水道料金及び下水道使用料の改定は、住民生活や企業の経済活動に大きな影響を与えることから、改定の内容について、住民や企業の理解が得られるよう、広報誌やホームページなどを通して分かりやすい周知に努めて頂きたい。

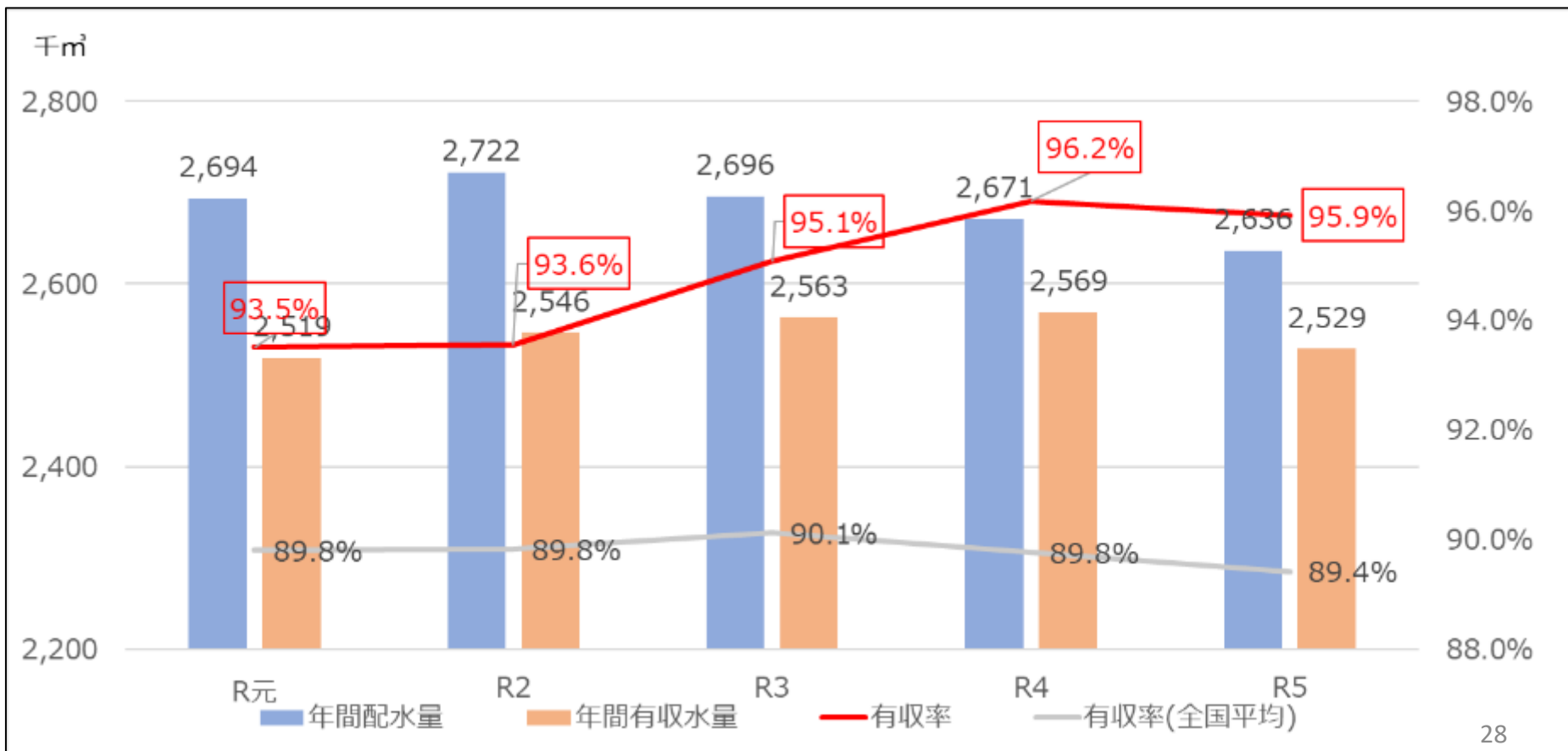
（３）定期的な改定の必要性の検証について

水道及び下水道は住民にとってなくてはならない極めて重要な公共サービスであるため、将来にわたって安全かつ安定的に当該サービスを提供し続けることができるよう、今後も定期的に改定の必要性の検証を行うよう努めていただきたい。

水道事業における有収率の向上

有収率とは、配水量（＝沖縄県企業局から受水した水量）に対する有収水量（＝実際に料金徴収の対象となった水量）の割合です。漏水等がなければ、有収率は上昇し、経営改善に寄与することとなります。

有収率の推移



有収率向上に向けた取組（漏水調査）



ゾンスキャン調査



確認調査



個別音響調査



路面音響調査